

全国商工新聞

付録 全国商工新聞 2021/5/17 発行
全国商工団体連合会発行 第 3458 号

川越・東松山民商 民商だより 2021/5/12 NO.17

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

ハガキを見て再確認 一時支援金の申請相談急増

1~3月どこかの月の売上半減で、最大で個人30万・法人60万円

連休前に全会員さんへ送付させていただいた「現在使えるコロナ制度」のハガキを見た方から、一時支援金の申請と相談が増加しています。申請期限は5/31までです。

青色申告・法人の方は、同月での比較ですが、白色申告の方は、2019年or2020年の総売上÷12と比較します。

申請内容は、去年の持続化給付金とほぼ同じですが、大学生やサラリーマンなどが手を染めた不正受給を減少させるため、事前に登録確認機関での審査が必要です。

登録確認機関での事前確認が必要なので、早めの予約を

民商の会員さんは、税理士で会員でもある税理士法人第一経営川越事務所で無料確認が受けられます。売上台帳などの確認時間は30分程度です。民商からの事前の予約が必要です。事業系の融資を受けている方は、金融機関に仮IDなどを伝えるだけで確認が完了します。

顧問税理士がいる方は、認定を取っている税理士さんならばすぐに確認が完了します。税理士事務所によっては費用が掛かる場合があるようです。国から1件の確認に対し1000円の補助金が出るようですが、一時支援金のルールで、「1000円の補助金を貰わず、費用を取って構わない」となっています。5000円~5万円ほどかかる場合もありますので確認が必要です。

市や町の商工会・商工会議所でも予約を取り審査が受けられます。基本的には無料ですが、商工会の会員にならないと確認できないと言われた会員さんもいます。

まん延防止等重点措置地域の事業者には、「月次支援金」が創設予定

4月、5月のそれぞれ売上半減で、最大で個人10万円/月、法人20万円/月

4/28~5/31まで、川越市を含め県内15自治体に、まん延防止等重点措置が出されています。これにより、1カ月ごとの売上半減に対する支援として、「月次支援金」が創設されます。内容は、一時支援金の1カ月分バージョンと言っていいものだと考えられます。

一時支援金で認定登録機関の審査を受けている方は、再度認定を受けなくてもよいことになっています。

6月以降に申請が開始される予定です。詳細が決まりましたら、民商だより、もしくは公式LINE等でお伝えします。

持続化給付金の再給付を望む声続出

飲食店以外の業者への支援策も多少は出てきましたが、まだまだ不十分です。特に月次支援金は毎月の申請が必要で、重点措置地域に関連しない事業者は申請できません。

支援金も大事ですが給付金の再給付を求めます。全ての業者に公平な支援が必要です。



2市7町全ての自治体に対して、業者支援金の再支給などを要請

5/6、7の両日、川越市、東松山市、小川町、川島町、ときがわ町、滑川町、鳩山町、嵐山町、吉見町の管轄9自治体に対して、「新型コロナウイルスの影響に対する中小業者支援の要請書」を提出。昨年度行われた中小業者支援金の継続など5項目に対して要請を行いました。

滑川町では吉田町長と懇談。中小業者の現状を話すと、町長はすぐに産業振興課を呼び、現在の支援予定を確認。

実施時期は調整中ですが、昨年より増額の15万円の支援を予定していることを確認しました。

下田会長は、「毎年継続して自治体に要請していることで、業者施策が増え、業者要求が実現されて始めている。コロナ禍でがんばる中小零細業者が商売継続できるよう、この運動をさらに進めていかなければいけない」と語ります。



吉田昇滑川町長に要請書を手渡す下田会長

埼玉県 まん延防止等重点措置、5/31まで延長

県は、東京などに出されている緊急事態宣言の延長を受け、埼玉県でもまん延防止等重点措置区域、区域以外共に5/31までの延長を決めました。

これにより、飲食店でのアルコール提供自粛も5/31まで延長されています。

飲食店の第9期ネット申請は5/18から申請開始

飲食店の第9期協力金期間は、4/20~5/19だったものが、5/11までに短縮され、5/12~は第10期となります。第9期の申請は、書面は5/12から。ネットでの申請は5/18から申請開始となります。

第10期の期間は5/12~5/31まで。重点地域では、酒の提供無し、営業20時まで。それ以外の地域では、酒の提供は、単独客・同居家族グループのみ、営業時間21時までとなっています。

埼玉県飲食店等換気対策補助金申請開始 添付の事業計画書も簡易的

県内の飲食店等（カラオケ店、バー等を含む）を運営する中小企業・個人事業主で、県内において来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営している者に対し、①換気設備工事費、②空気清浄機及び二酸化炭素濃度測定器の費用に対して、補助率2/3、上限額50万円（換気設備工事を伴う場合には100万円）の補助が出ます。

申請期間は5/13~6/30。補助対象経費が15万円未満の場合は対象外です。

こちらは、申請を行い、受理され、交付決定後から12/31までに購入、設置、支払が完了する物に限られます。すでに購入や設置した費用は対象外です。

見積書の添付の他、いくつか条件はありますが、通常の補助金より申請は簡単になっています。詳細は県のHP、民商まで。

編集幸喜 郵便局での郵送の関係から、民商だよりのタイトルを変更しました。不正が続いた郵便局の体制脱却からでしょうか。窓口対応の局員さんの後ろで監視している人がいたり厳しくなっているようです。ここの「日程」も広告扱いにされてしまいました。コロナ禍で情勢が短い期間で変化します。ぜひパソコン・スマホをお持ちの方は、民商公式LINEの登録をお願いします。こちら情報発信、頑張ります(°Д°)

★民商公式LINEを移行しました。再登録をお願いします。

公式LINE
QRコード